

石垣市 U・I ターン応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の建設・土木及び介護関連業における慢性的な人材不足の解消を図るとともに、災禍・災害後の本市の経済産業の復興及び発展を推進するため、予算の範囲内において、市内建設・土木及び介護関連の企業（以下「市内企業」という。）で働くために市外から移住した者（以下「補助対象移住者」という。）に対する石垣市 U・I ターン応援事業補助金の交付に関し、石垣市補助金等交付規則（平成6年石垣市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象移住者)

第2条 補助の対象となる移住者は、令和2年10月1日から令和3年3月31日までに本市外から本市に移住し、石垣市内に本社又は支社を持つ市内企業が資格、経験及びその他の事情を考慮して雇用を決定した者とする。ただし、次の各号に該当する者は補助の対象外とする。

- (1) 竹富町に在住する者
- (2) 転勤等の理由により本市に転入した者
- (3) 移住直前に属していた企業の支社等に再就職した者

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、渡航費及び生活準備に係る費用とする。

- 2 生活準備に係る費用は別表1に定める。

(補助金の交付要件)

第4条 市長は、補助対象移住者が市内企業に採用が決まり、かつ本市に転入した場合において、補助金を交付する。

- 2 補助対象移住者は、市内企業で通算2年以上の勤務することを要件とする。

(補助金の限度額)

第5条 補助金の額は、家族世帯が移住する場合は500,000円、単身世帯が移住する場合は300,000円を上限とする。

(交付申請)

第6条 補助対象移住者が、補助金の交付を受けようとするときは、本市転入後、石垣市 U・I ターン応援事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に誓約書（様式第2号）その他別表2に掲げる書類を添え、市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を精査し、適当と認めるときは、石垣市 U・I ターン応援事業補助金交付決定兼確定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 補助対象移住者は、前条に規定する補助金の交付決定兼確定の通知を受領後、速やかに石垣市 U・I ターン応援事業補助金請求書（様式第4号。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求書が提出されたときは、速やかに第3条に規定する渡航費及び生活準備に係る費用を支給するものとする。

(交付手続の省略)

第9条 規則第7条に規定される交付決定と規則第15条に規定される額の確定を併合し、規則第14条に規定される実績報告の手続を省略する。

(決定の取消し)

第10条 市長は、補助対象移住者が虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けていると認めるとき、又はこの要綱に規定する要件及び義務に違反していると認めるときは、石垣市U・Iターン応援事業補助金交付決定取消通知書(様式第5号)により交付決定及び額の確定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、災害、疾病、負傷、倒産その他やむを得ないと市長が認める事由がある場合はこの限りでない。

(調査等)

第11条 市長は、必要があると認めたときは、補助対象移住者に対し必要な報告を求め、又は関係職員にその内容を調査させることができる。

(補助金の返還)

第12条 市長は、第10条の規定により交付の決定を取り消したときは、当該交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

2 補助金の一部返還の額は、2年間のうち雇用されていた期間により算出し、千円未満を切り上げるものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

別表 1 (第 3 条関係)

生活準備に係る費用
1. 入居時に支払う礼金、仲介手数料、保証料
2. 家電、家財道具等の輸送費
3. 自動車等の輸送費
4. 引越しに要する業者委託費
5. その他市長が特に必要と認める費用

別表 2 (第 6 条関係)

添付書類
1. 誓約書 (様式第 2 号)
2. 石垣市の住民票 (住所異動日及び前住所が記載されたもの)
3. 採用通知書等 (就職が決まったことを証明する書類)
4. 申請金額の根拠となる書類 (領収書等) の原本
5. 履歴書 (これまでの勤務先がわかる書類)
6. 印鑑登録証明書
7. その他市長が特に必要と認める書類

年 月 日

石垣市長 様

(申請者) 住 所
氏 名
電話番号

印

石垣市 U・I ターン応援事業補助金交付申請書

石垣市 U・I ターン応援事業補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき、石垣市 U・I ターン応援事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1. 勤務先(予定)の 名称		
2. 勤務開始(予定)日		
3. 交付申請額内訳	渡航費(A)	円
	住居費(B)	円
	うち礼金	円
	うち仲介手数料・保証料	円
	輸送費(C)	円
	その他(D)	円
	合 計(E) ※(A)+(B)+(C)+(D)	円
	交付申請額 ※合計(E)と下記上限額のどちらか少ない額 上限額:単身世帯 30 万円/家族世帯 50 万円	円
4. 添付書類 (担当者記入欄)	<input type="checkbox"/> 誓約書（様式第 2 号） <input type="checkbox"/> 石垣市の住民票（住所異動日及び前住所が記載されたもの） <input type="checkbox"/> 採用通知書等（就職が決まったことを証明する書類） <input type="checkbox"/> 申請金額の根拠となる書類（領収書等）の原本 <input type="checkbox"/> 履歴書（これまでの勤務先がわかる書類） <input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書 <input type="checkbox"/> その他市長が特に必要と認める書類	

誓 約 書

私は、石垣市 U・I ターン応援事業補助金の交付申請に当たり、石垣市 U・I ターン応援事業補助金交付要綱を遵守し、同要綱に定める企業等で 2 年以上の勤務に同意し、働くことを誓約いたします。

なお、自己の都合により勤務年数が 2 年未満となった場合は、石垣市 U・I ターン応援事業補助金交付要綱第 12 条の規定に基づき、遅滞なく補助金の全額又は一部を返還いたします。

石垣市長 様

年 月 日

(申請者) 住 所
氏 名
連絡先

実印

【雇用者記入】

申請者が上記の誓約を遵守するよう、2 年間の雇用を確約し管理監督に努めます。また、補助金の全額又は一部の返還となった場合は、責任をもって対応いたします。

石垣市長 様

年 月 日

(雇用者) 住 所
企業名
代表者
連絡先

印

※申請者は印鑑登録証明書を併せて提出すること。